

市からの連絡帳



12月は、固定資産税・都市計
画税第3期の納期です。納付に
は、便利な口座振替を。
納税課 田(☎460-9831)

申請

土曜日窓口

市民課で
は、土曜日
に住民票や
印鑑証明の
交付のほか
転出・転入
手続なども
できるサタデーサービスを行って
います。



内容によっては取り扱えないもの
がありますので、事前にお問い合わせ
してください。

場第1・3・5土曜日 保谷庁舎
第2・4土曜日 田無庁舎
午前9時～午後0時30分
市民課 田(☎460-9820)
保(☎438-4020)

市税、国民健康保険料(税)
の夜間・休日納付相談窓口

夜間窓口

時12月15日(火)・16日(水)
午後5時～8時

休日窓口

時12月19日(土)・20日(日)
午前9時～午後4時

場市税...納税課(田無庁舎4階)
国民健康保険料(税)...健康年金
課(田無庁舎2階)

平日の納付相談窓口および夜間・
休日に開設する納付、相談窓口は、
田無庁舎のみで取り扱いしています
のでご注意ください。

納税課 田(☎460-9832)

健康年金課 田(☎460-9822)

年金・税

「日本年金機構」が来年1月
1日からスタート!

～社会保険庁が廃止され、新たに「日
本年金機構」がスタートします～

国民の皆さんの信頼に応え、一層
のサービス向上の実現を目指し、社
会保険庁は組織・人員を一新し、「日
本年金機構」として生まれ変わります。

社会保険事務所は、「年金事務所」
と名称が変わりますが、年金相談な
どの窓口として引き続きご利用でき
ます。また、「年金事務所」は、現在
ある社会保険事務所の建物をそのま
ま使用しますので、所在地に変更は
ありません。

日本年金機構の設立に伴い、これ
まで社会保険庁や社会保険事務所
の名義の各種の関係書類は、内容によ
り、今後は厚生労働省または日本年
金機構の名義になります。

日本年金機構は、社会保険庁から
公的年金の運営業務を引き継ぎます
が、公的年金制度は、国の制度とし
て、その財政や運営に国が引き続き
責任を持つことについては、これまで
と変わりません。

場武蔵野社会保険事務所

(☎0422-56-1411)

健康年金課 田(☎460-9825)

認定長期優良住宅に係る固
定資産税の減額

平成21年6月4日～平成22年3月
31日までの間に、下記の要件を満
たした認定長期優良住宅を新築した場
合、当該住宅に係る固定資産税を一
定期間、2分の1減額します(都市
計画税は含まれません)

要件

「長期優良住宅の普及の促進に関

する法律」に規定する認定長期優良
住宅であること。

平成21年6月4日～平成22年3月
31日に新築された住宅であること。

居住部分の床面積が当該家屋の床
面積の2分の1以上であること。

居住部分の床面積が50㎡(一戸建
以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以
下であること。

減額期間

住宅の種類	減額期間
3階建以上の中高層耐火住宅等	新たに課税される年 度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年 度から5年間

減額割合

床面積	固定資産税の減額割合
120㎡以下の場合	2分の1
120㎡を超え280㎡以下の場合	120㎡相当分まで2分 の1(120㎡を超える部 分は減額されません)

必要書類

認定長期優良住宅に係る固定資産
税の減額適用申告書

長期優良住宅の普及の促進に関す
る法律施行規則第6条、第9条また
は第13条に規定する通知書の写し
(東京都が発行した、認定長期優良
住宅であることを証する通知書の写し)

申告について、平成21年中に新築
した場合は、平成22年2月1日(月)ま
でに申告してください。

場東京都都市整備局多摩建築指導事
務所建築指導第2課(☎464-2154)
資産税課 田(☎460-9830)

家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、資産税
課 田無庁舎4階)へご連絡ください。

また、表題登記がなされている建
物を取り壊した場合は、不動産登記
法により、所管の法務局に滅失の登
記をすることになっています。

場法務局田無出張所(☎461-1178)
資産税課 田(☎460-9830)

福祉

難病医療費助成に疾病が追加

次の疾病が新たに難病医療費助成
の対象となりました。

- ・家族性高コレステロール血症
- ・球脊髄性筋萎縮症
- ・拘束型心筋症
- ・リンパ脈管筋腫症
- ・重症多形滲出性紅斑(急性期)
- ・黄色靱帯骨化症
- ・間脳下垂体機能障害

申請は12月1日からで、12月中旬に
申請され認定された方は10月1日に
遡及して医療費が助成されます。

なお、次の4疾病については現在
都疾病の難病として助成中であり、
これが国疾病に変わるもので平成22
年9月30日までの医療券をお持ちの
方は、手続きについては特に必要あ
りません。

- ・脊髄性筋萎縮症
- ・慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ・肥大型心筋症

・ミトコンドリア病
障害福祉課 保(☎438-4035)

介護給付費通知を発送

介護保険制度への理解を深めてい
ただくと同時に、介護保険事業を健
全に運営するため、介護保険のサー
ビスを利用している方に、介護給付
費通知として介護サービスの利用実
績をお知らせしています。

発送日 11月下旬

場9月に介護または介護予防サー
ビスを利用された方
高齢者支援課 保(☎438-4030)

子育て

平成22年4月の保育園入所
の募集受付を開始

平成22年4月から保育園に入所
(転園)を希望されるお子さんの申
込みを受け付けます。受付期限は12
月28日(月)までです。

平成21年度の入所申請をし、欠員
がない為に待機されている方で、引
続き平成22年度の入所を希望され
る方は、再度申込みをしてください。

入所基準指数などに一部変更があ
りますので、「平成22年度入所のご
案内」を必ずご覧ください。

保谷庁舎・各出張所での受付は行
っていません。

保育課 田(☎460-9842)

ファミリー・サポート・センタ
ー ファミリー会員登録説明
会

時・場 12月8日(火)午前10時～正午・
田無総合福祉センター 12月26日(土)
午前10時～正午・保谷保健福祉総合
センター

時保護者の顔写真(縦3cm×横2.5
cm)1枚、印鑑、80円切手1枚(会員
証郵送用)

場説明会前日の午後5時までにファ
ミリー・サポート・センター事務局
へ(☎438-4121)

子ども家庭支援センター
(☎425-3303)

あなたの
声を...

(仮称)地球温暖化対策地域推進計画【素案】

市民の皆さんからお寄せいただいた意見の中から、要約したうえ、原案の項目ごとに整理し、市の考え方をまとめたものです。詳しくは、市HPをご覧ください。

環境保全課(☎438-4042)

【公表日】12月1日(火) 【意見募集期間】5月15日(金)～6月15日(月) 【意見件数】79件(5人、1団体)

意見概要	市の検討結果
CO ₂ 排出削減には、市民の生活スタイルの変更が求められ、経済的な負担もある。このため市民意識の高揚が必要で、市をあげてCO ₂ 排出削減に取り組んでいるという実感を市民が持てるような計画が必要だと思います。(件数：1件)	市民意識の高揚は温室効果ガスを削減するうえで必要不可欠です。環境教育の推進を重点施策として積極的に取り組みます。
西東京市独自の目玉となる事業計画が欲しい。他市やマスコミなどで話題となるような事業計画を表明・実行すべき。(件数：2件)	国や都の施策を踏まえたうえで、西東京市としてできること、やるべきことを整理・検討しました。また、計画の策定後においてもさまざまなアイデアを活かした独自性のある施策を追加していきます。
既存の組織のもとでは実施は困難と考える。市長をトップとした市の横断的プロジェクトチームの編成が望まれる。(件数：1件)	現在、環境保全施策の調整、進捗管理を行う組織として環境経営本部を設置しています。今後、本計画に基づく施策について横断的な展開を行います。
協働による取り組みの推進とあるが、協働による事業で当該計画が推進されるものではない。(件数：1件)	温室効果ガスの削減のためには、市民、事業者、市の協働は不可欠と考えます。これを促す環境教育、啓発活動は重要施策として必要と考えています。
それぞれの重点施策を誰が、どのように推進し状況把握し、評価点検するのが見えない。(件数：1件)	重点施策の調整、進捗管理は西東京市環境経営本部において行い、毎年度発行する環境白書において評価結果を公表します。また、市ホームページを活用したアンケートの実施を検討します。